

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

1 所管事項

(1) 平成 30 年度私債権の放棄について . . . 資料 1

(2) 債権処理計画（平成 30 年度実績・令和元年度目標）について
. . . 資料 2

2 議案説明事項

(1) 平成 30 年度歳入歳出決算補充説明
（認定第 5 号、認定第 16 号、認定第 17 号） . . . 資料 3

令和元年 10 月 30 日

県 土 整 備 部

資料1

平成30年度
私債権の放棄について

令和元年10月
県土整備部

平成 30 年度 私債権の放棄について

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」第 14 条の規定に基づき、私債権を放棄いたしましたので、以下のとおり報告します。

<平成 30 年度 県土整備部関係放棄債権一覧>

(単位:件、円)

債権名	調定件数 (案件数)	金額	放棄事由
債務不履行に基づく 損害賠償債権	2 (1)	1,581,568 円 及び当該損害賠償金にかか る遅延損害金に関する債権	第1項第1号

<債権の概要>

公共事業用地の売買契約上の債務不履行による売主に対する損害賠償債権、
遅延損害金債権及び債権差押命令に係る執行費用

放棄事由としては、条例第 11 条第 1 号（徴収停止）の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条同号に該当する事由があると認められるもの（条例第 14 条第 1 項第 1 号）であり、金額は 158 万 1,568 円となっています。

※ 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」抜粋

(徴収停止)

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、規則等で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることのできる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(私債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。